

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の合理化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで、長期的な企業価値の向上につながり、それにより、株主をはじめとした当社と関係する多くのステークホルダーへの利益還元ができと考えております。また、経営理念に掲げております「社会に貢献する企業」を実現するには、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが最重要事項であると位置づけ、積極的に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に努めております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けて、「経営理念」及びこれを具現化するための「行動憲章」を定めております。取締役会・経営陣は、ステークホルダーとの適切な協働関係の構築を図るため、率先して「行動憲章」の実践に努めております。

また、サステナビリティ(持続可能な社会の実現)に向けた取り組みが中長期的な企業価値の向上に不可欠であるとの認識に立ち、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題への積極的な対応を推進しております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その考えを实践するため、「適時開示規程」及び「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、法令や証券取引所規則等で開示義務が定められた情報以外にも、当社の経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項等、投資判断に有用であると当社において判断した非財務情報についても、重要な情報として当社ホームページへの掲載などの様々な手段により積極的に開示を行っております。

4. 取締役会等の責務

当社は、取締役会において、経営戦略や経営計画等の基本方針について自由闊達な議論を行った上で意思決定を行っております。経営陣の業務執行においては、適宜リスク情報を共有し、課題認識を共通にした上での意思決定に努めております。

また、経営の透明性を高め、取締役に対する実効性の高い監督を行うため、社外取締役を選任しております。監査役会は全員が社外監査役で構成されており、独立した客観的な立場から経営陣を監督する体制を整備しております。

5. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的かつ建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しております。

そのため、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るための株主や投資家との対話の場を設けることに努めております。また、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。

このほか、経営トップによる、アナリストや投資家等を対象とした決算説明会(オンラインでの決算説明動画配信を含む)を四半期に1回行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則2-3】

当社は、経営理念に掲げている「社会に貢献する企業」の実現に向けて、サステナビリティを巡る課題に対応するための各種取り組みを実施しております。

サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点から、これらの課題に積極的に・能動的に取り組んでおります。2021年3月、代表取締役社長をプロジェクトマネージャーとするESGプロジェクトを発足し、環境・社会・ガバナンスに関する取り組みの整理を行い、これを踏まえて取締役及び監査役全員で当社のマテリアリティ等について協議を行い、特定を行っております。2021年9月、その結果を反映した「サステナビリティレポート2021」を発行いたしました。具体的な取り組みとしては、当社商品の化粧箱の素材や容器素材の見直し、配送箱の素材見直し等を進めております。

【補充原則3-1】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点から、これらの課題に積極的に・能動的に取り組むとともに、取組内容の積極的な情報開示に努めております。当社のサステナビリティについての取り組みは「サステナビリティレポート2021」にまとめ、当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/company/sustainability/>

また、人的資本や知的財産についても、社員一人ひとりが能力を発揮できる制度・環境の整備や研究開発の取り組み等を当社ウェブサイト上で開示しております。

<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/company/sustainability/social/>

今後は、人的資本や知的財産への投資等についても開示を検討してまいります。

気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響についての開示についても、必要に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定、運用の重要性を認識しており、当社の経営理念及び経営戦略等を踏まえた代表取締役の選定基準の策定、執行役員や部長といった育成候補者を対象とした経営者となるための研修の充実、経営陣についてのスキルマトリックスの作成等の取り組みを進めておりますが、現在のところ具体的な計画の策定には至っておりません。

引き続き、中長期的な課題として後継者計画の策定に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 2】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点からこれらの課題に積極的・能動的に取り組んでおります。当社では、サステナビリティを巡る取り組みを推進するため、2021年3月、代表取締役社長をプロジェクトマネージャーとしてESGプロジェクトを立ち上げました。ESGプロジェクトの活動は、社外取締役を含む各取締役に適宜、共有・報告し、マテリアリティなどの重要事項については社外取締役及び監査役を含む全役員間で協議を行い決定しております。

また、取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略について議論を重ね、中期経営計画の策定と見直しを行っております。

今後は、取締役会においてサステナビリティをめぐる取組方針について議論を深めるとともに、人的資本・知的財産への投資等を含めて経営資源の配分と戦略の検討、及び執行状況の監督に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式を保有しておらず、保有の予定もありません。

今後保有の必要性が生じた場合は、保有目的、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を取締役会にて判断することとしております。

保有に至った場合には、保有すると判断した株式に関する議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行ってまいります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、役員や主要株主等との関連当事者取引、利益相反取引について、社内規程により取締役会の承認事項として明示し、会社及び株主共同の利益を害することのないよう取締役会において当該取引の必要性、合理性及び妥当性について審議し、承認を得た上で行うこととしております。

また、承認を得て実施した取引については、毎年取引の状況について取締役会に報告し、継続して取引を行うか否かについて取締役会の承認を得ることとし、関連当事者取引等について監督する体制を整備しております。

なお、取引の有無、取引の状況については、法令の定めに基づき有価証券報告書等において適切に開示しております。

【補充原則2—4】

当社は、中長期的な企業価値向上のために人財戦略が重要であることを認識し、さまざまな価値観や考え方を持つ多様な人財を確保し、活躍できる場を提供するよう努めております。当社では、中途採用者を積極的に管理職に登用しており、管理職全体の9割以上を占めております。外国人の管理職については、過去に登用した実績があり、引き続き能力や適性に基づいた積極的な登用に努めております。中途採用者・外国人の管理職・中核人財の登用については、国籍や性別等の属性によらない個人の能力に基づく評価・登用を徹底する方針としており、目標の設定はしていません。

また、女性管理職の割合については現状1割程度ですが、全従業員の女性比率が約8割に達しており、女性をメインターゲットとする商材を多く取り扱っていることから、商品開発から販売に至るまで、様々な場面で女性ならではの視点を多く取り入れております。女性の管理職への登用については、2030年までに30%とすることを目標としております。

現在、中核人財の多様性を確保するため、人財育成方針の検討や階層別研修の実施など、国籍や性別にかかわらず有能な人財を管理職に登用するための取組みを積極的に進めております。

当社の人財登用方針、社内環境整備方針については、「サステナビリティレポート2021」に記載し、当社ホームページにて開示しております。

https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/files/uploads/sustainability_report2021.pdf

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度を導入していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 「経営理念」については、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/company/philosophy/>

「経営戦略」、「経営計画」についても当社ウェブサイトに掲載している中期経営計画「VISION2025」及び決算説明資料に記載しております。

・中期経営計画「VISION2025」 <https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/management/>

・決算説明資料 https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir_library/presentation.html

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.基本的な考え方【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】」に記載のとおりです。

() 取締役の報酬の決定に関する方針・手続きについては、本報告書「1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬及び株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット制度及びリストラクト・ストック制度）で構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみで構成されております。

また、取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において、各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど審議した上で、その審議内容を取締役会に答申しております。同委員会の答申を受けて、取締役会において株主総会で決議された限度額の範囲内で決定しております。

指名報酬諮問委員会は、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

() 業務執行取締役候補については、性別・年齢・国籍の区別なく、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意識を持って行動し取締役としての職務と責任を全うできる方を指名する方針としております。社外取締役候補については

、豊富な経験に基づき、幅広い見識、高度な専門性を有し、客観的な立場から経営の監督及び助言等が期待できる方を指名する方針としております。

また、監査役については、豊富な経験と専門的な知見をもち、客観的かつ中立的な立場から監査を行える方を指名する方針としております。指名・選解任に当たっては、候補者が上記要件を満たしているか否かを、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において審議した上で、審議内容を取締役に答申し、同委員会の答申内容を踏まえて取締役会において決定することとしております。

() 取締役・監査役候補の指名・選解任を行う際の個々の指名・選解任についての説明は、株主総会招集通知に記載のとおりです。

https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/ir_library/meeting.html

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会及びその他の稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めております。取締役会の決議事項以外については、重要度に応じて経営会議等の会議体に上程し、意思決定しております。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、必要に応じて見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取締役及び監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上、ひいては健全な経営に資する者を独立社外取締役として選定することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、定款において、取締役の員数は7名以内、監査役の員数は5名以内と定めており、実効性のある議論を行うのに適正な規模、また、業務執行の監督を行う上で必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様な人員で構成することを基本的な方針としております。現在の構成員は、取締役は7名であり、うち独立社外取締役が3名(3名とも他社での経営経験を有する者となっております。)で構成されております。また監査役は3名であり、全て社外監査役です。

業務執行取締役の選任については、性別・年齢・国籍の区別なく、それぞれの人格及び経験、見識等を十分考慮し、当社の経営理念を正しく理解・実践し、取締役としての職務と責任を全うできる方を選任する方針としております。社外取締役の選任については、豊富な経験に基づき、幅広い見識、高度な専門性を有し、客観的な立場から経営の監督及び助言等が期待できる方を選任する方針としております。

また、監査役の選任については、豊富な経験と専門的な知見をもち、客観的かつ中立的な立場から監査を行える方を選任する方針としております。

当社は、経営戦略や事業特性を踏まえて当社が必要と考える知識、経験、能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成しており、当該マトリックスは「第33回定時株主総会招集ご通知」15頁にて開示しております。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS04814/825bca9a/3eeb/4ab5/a47a/63a3e30bfe97/140120211126442176.pdf>

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を当社の取締役及び監査役としての業務に割り当て、兼職については合理的範囲に留めております。

なお、兼職の状況につきましては、毎年、有価証券報告書「役員の状況」にて詳細を開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会の機能向上を図ることを目的として、年度ごとに取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。取締役及び監査役を対象とした実効性評価アンケートを実施し、役員全員が出席する意見交換会において、取締役会の更なる実効性強化に向けて課題の洗い出しと取組方針の検討を行っております。2021年9月期の取締役会については、適切な議事進行のもと、社外取締役・監査役を含めて自由闊達な意見交換が行なわれており、当社の取締役会は実効性があるものと評価しております。

【補充原則4 - 14】

当社の取締役及び監査役は、その能力、経験及び知識が職務を遂行するのにふさわしいかどうかを判断した上で指名し、株主総会の承認を得て選任にあたっておりますが、当社の経営理念、経営方針、財務、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っており、その役割及び責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供しております。

また、取締役・監査役から求めがあったときは、外部セミナー等の研修・会合に参加する機会の提供・斡旋その他支援を行うこととしており、その際の費用負担については会社負担としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

() 株主との対話全般を統括する取締役の指定

当社では、代表取締役社長がIR担当取締役となり、株主との対話全般について統括しております。

() 対話を補助する社内連携体制

経営推進室が中心となって、経営企画部、財務経理部、管理部などのIR活動に関連する部署と日常的な連携を図っております。

() 個別面談以外の対話の手段

経営推進室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング、1on1ミーティングのIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会(オンラインでの決算説明動画配信を含む)を四半期に1回開催し、主に代表取締役社長が説明を行っております。

() 株主の意見・懸念の経営へのフィードバック

IR活動のフィードバックは、経営陣が出席する会議等において行い、適切に情報共有を図っております。

() インサイダー情報の管理

株主・投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関する事項を対話のテーマとすることとし、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 英二郎	4,530,000	21.16
山田 恵美	3,147,500	14.71
株式会社ラブリス	2,980,600	13.93
公益財団法人新日本先進医療研究財団	1,789,200	8.36
後藤 孝洋	843,829	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	600,000	2.80
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	552,458	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	459,700	2.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	390,000	1.82
BNYM TREATY DTT 15	266,600	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記「大株主の状況」は、2021年9月30日現在のものです。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式451,385株があります。
3. 2021年3月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が令和3年2月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として令和3年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。
- ・ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)
(所有株式) 551,617株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合)2.52%
 - ・野村アセットマネジメント株式会社
(所有株式) 119,200株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合)0.55%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柿尾 正之	他の会社の出身者											
村上 晴紀	他の会社の出身者											
柚木 和代	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

柿尾 正之	○	——	柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり通信販売分野、マーケティングに携わってきた豊富な見識と経験を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
村上 晴紀	○	——	村上晴紀氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
柚木 和代	○	——	柚木和代氏は、長年にわたり百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理に携わってまいりました。また、海外勤務をはじめ国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

最高経営責任者である代表取締役社長の選解任、取締役の報酬制度の設計及び各取締役の報酬額の決定に際しては、指名報酬諮問委員会において審議した上で、審議内容を取締役に答申しております。
指名報酬諮問委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
指名報酬諮問委員会は、取締役会が選定する取締役で組織することとしており、代表取締役社長後藤孝洋を委員長、専務取締役福原光佳、社外取締役柿尾正之、同村上晴紀及び同柚木和代を委員として選定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。
また、内部監査室、監査役及び会計監査人につきましても、意見交換や情報共有を図るための三者間ミーティングを定期的に開催し、各部門の監査計画及び当社の課題について協議を行っております。このように監査機能の向上のための連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
善明 啓一	他の会社の出身者													
田邊 俊	弁護士													
中西 裕二	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
善明 啓一	○	-	善明啓一氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場での確かな助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

田邊 俊	○	-	田邊俊氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場での確な助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
中西 裕二	○	-	中西裕二氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場での確な助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされている事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、業績連動型株式報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な業績及び企業価値の向上を目的として、当社の取締役及び従業員に対して、ストックオプション制度を導入しております。付与数については、これまでの当社への貢献度や役位・果たすべき職責等を総合的に勘案した上で決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット制度及びリストラクテッド・ストック制度)で構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみで構成されております。

また、取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において、各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど審議した上で、その審議内容を取締役に答申しております。同委員会の答申を受けて、取締役会において株主総会で決議された限度額の範囲内で決定しております。

指名報酬諮問委員会は、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは取締役会事務局である経営企画課、社外監査役へのサポートは監査役会事務局がそれぞれ行っております。取締役会の資料は経営企画課が事前に配付し、取締役会の議案について十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤である社外監査役に対しては、常勤監査役、あるいは監査役会事務局が情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりです。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、議長を代表取締役社長とし、取締役会規程に基づき、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。社外取締役は他業界からも招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制づくりを推進しております。

b 監査役会

当社は、監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、監査役3名全員が社外監査役です。議長を常勤監査役とし、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。非常勤監査役は、弁護士と公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

常勤監査役は、監査役監査計画及び規程に基づき、株主総会や取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、代表取締役との面談、各拠点への往査を実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。さらに、監査法人や内部監査室との意見交換や情報交換を行う等連携を密にし、監査機能の向上に努めております。

c 会計監査人

有限責任監査法人トーマツが会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

d 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室(専任担当者2名)を設置しております。内部監査室は、代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、業務監査及び会計監査を実施し、会社業務、経理全般について、その実態を把握するとともに、業務遂行上の過誤不正を防止し、あわせて経営の合理化及び効率化を図るよう努めております。また、子会社の業務についても定期的に監査を実施し、実態の把握と改善に努めております。

内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告するとともに、定期的に取締役会への報告を行っております。また、監査役その他適切な関係者に適宜報告しております。

監査計画の立案及び監査の実施にあたっては、監査役や会計監査人と連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

e 指名報酬諮問委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする指名報酬諮問委員会を設置しております。

指名報酬諮問委員会は、原則として年1回開催することとしておりますが、年度ごとに課題を設定し、必要に応じて臨時の委員会を都度開催することとしており、取締役・監査役の指名の方針及び選解任、取締役の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容、後継者育成計画、その他取締役会が必要と認めた諮問事項について審議し、審議の結果について取締役会に対して答申を行っております。

f リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員、及び部長を委員とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、原則として四半期に1回開催することとしておりますが、必要に応じて臨時の委員会をその都度開催することとしており、当社

グループの全リスクの統括管理及びコンプライアンスや発生した具体的リスクに関する個別課題・対応についての協議・決定を行うとともに、役員に対するコンプライアンス教育の計画・管理・実施・見直し等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の合理化を図ると同時に、経営の健全性・透明性及びコンプライアンスを高めることで、長期的に企業価値を向上させ、それにより、株主をはじめとした当社と関係する多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。また、経営理念に掲げております「社会に貢献する企業」を実現するには、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが最重要事項であると位置づけ、積極的に取り組んでおります。

これを受けて、監査役会設置会社を採用し、独立役員としての要件を充たしている社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しております。会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎として、機関相互連携を図ることで経営の健全性・客観性・適正性が確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送（開催日の2週間前以上）に取り組めます。
集中日を回避した株主総会の設定	できる限り多くの株主にご参加いただけるように、集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、TDnet及び当社ホームページ上に招集通知の英訳版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では基本方針として「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社ホームページのIRサイト上へ掲載しております。また、当社ではディスクロージャー・ポリシーに基づき、当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに開催している決算説明会の録画を当社ホームページにて配信しており、個人投資家の方々にも視聴できる環境を提供することで、情報発信の公平性を心掛けております。個人投資家向けの説明会は開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けにオンライン決算説明会を実施しております。また、決算発表後には電話会議やオンライン会議形式での個別取材への対応、スモールミーティングへ参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮の上で、検討をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトに決算短信、決算説明資料、中期経営計画、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会関連資料、企業調査レポート等を掲載しております。 https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営推進室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス基本方針のもと、当社の役員、従業員がとるべき行動規準を「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」として定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2021年9月、当社の環境・社会・ガバナンスへの取り組みを整理し「サステナビリティレポート2021」を発行いたしました。具体的な取組としては、主力のオールインワン美容液ジェルシリーズの容器素材見直し(CO2削減)、化粧箱、配送箱への森林認証紙の採用、省資源化を目的とした配送箱の規格見直しなどに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ディスクロージャー・ポリシーのもと、当社ホームページ、決算説明会、決算説明動画配信等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。
その他	当社は、性別を問わず、育児と仕事の両立が実現できる環境の整備に努めており、育休、時短制度、多様な年休取得制度(半日単位、1時間単位での取得)も充実させております。また、多様な視点及び価値観を歓迎するため、他社からの中途採用者、外国籍や障がい者採用についても積極的に行っております。 当社は、女性活躍推進をマテリアリティとして設定しており、女性の取締役を選任し、全従業員の女性比率が約8割に達するなど、女性の活躍促進にも積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、現在、次の基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に務めております。

当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討及び審議を行います。

当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、当社顧問の法律事務所に内部通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて、監査役あるいは監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。

当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定め、秘密情報及び個人情報を保護するための体制を構築しております。特に、後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、各組織におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を取締役会に報告する体制を整えております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。

当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。

当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の管理に関する主管部門を定め、当該主管部門が、子会社の事業運営に関する重要な事項について報告を受ける体制を整備しております。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主管部門が、子会社のリスクの洗い出し、低減、未然防止について適切に指導及び支援し、必要に応じて当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行い、同委員会において当社グループ全体のリスク管理について審議する体制を整えております。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容・事業規模に応じて取締役を子会社に派遣するなど、業務を適切に支援することで、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築しております。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役が法令に従い監査を行うほか、当社の内部監査室が子会社における業務の適切性について定期的に監査を実施し、必要に応じて適正な職務執行体制の構築に向けて子会社を指導・支援いたします。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役への求めがある場合、監査役職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行った上で決定いたします。

7 取締役及び使用人による監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。

当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

9 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営における重要な意思決定の過程及び内容並びに業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べる事ができます。

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行っております。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認

めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。
当社の監査役は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制
適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告にかかわる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図ることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「行動憲章」、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適正性及び健全性を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを宣言しております。これを受けて、同方針及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の体制を整えております。

- 反社会的勢力対応部署の設置
- 反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制
- 外部専門機関(所轄警察署、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等)との連携体制の確立
- 反社会的勢力対応規程を含めたマニュアルの策定及び適正な運用
- 契約書における暴力団排除条項の導入

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

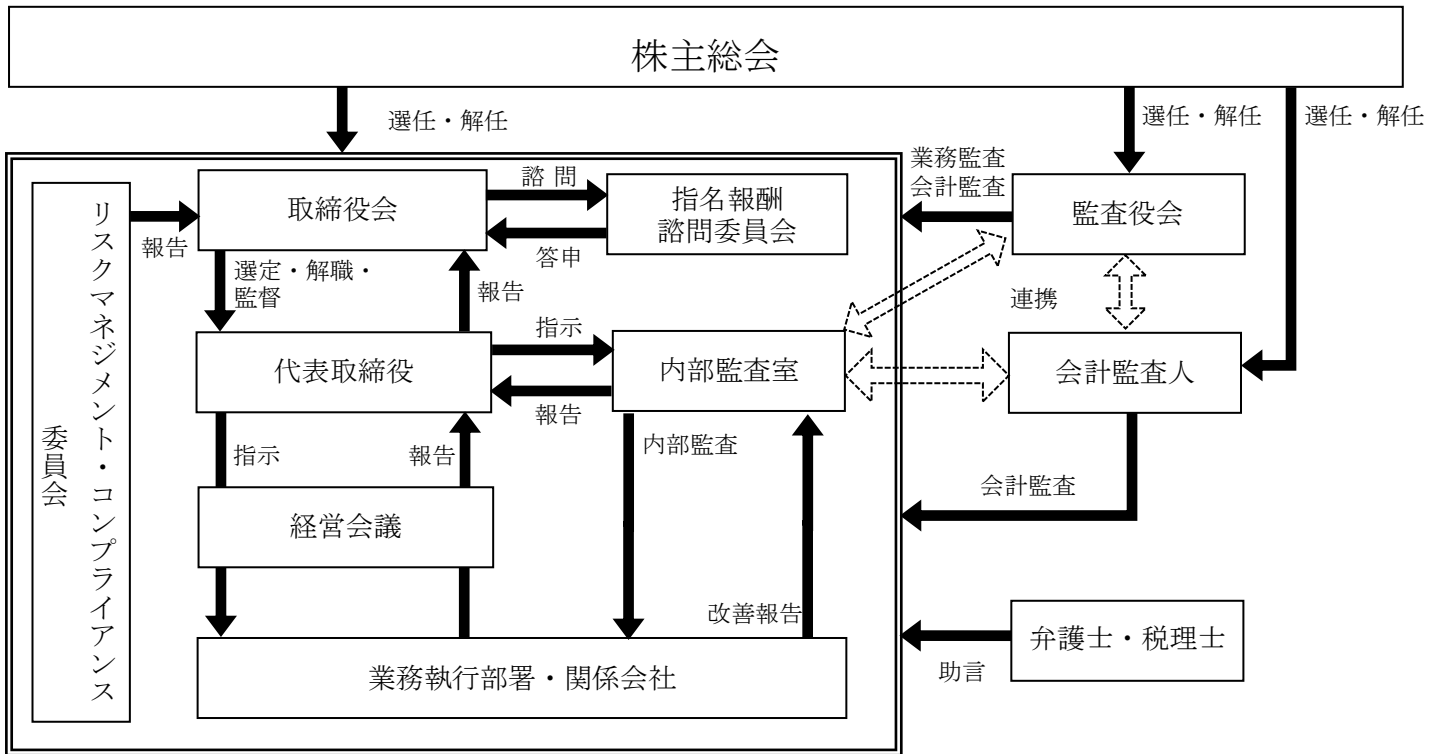
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

